

堺市社会的養育推進計画の策定について

子どもの家庭養育優先原則が明記された平成28年改正児童福祉法に基づき、国において、平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市は、改正児童福祉法の理念や「新しい社会的養育ビジョン」で示された基本的な考え方に沿って、既存の都道府県推進計画（平成27年度からの15年計画）を全面的に見直し、令和元年度中に新たな計画を策定することが求められている。

本計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間となっている。

1. 計画の記載事項

- (1) 堺市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組
- (3) 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組

2. 策定スケジュール

平成30年	12月17日	第1回懇話会	[本市の現状、(4)について意見聴取]
平成31年	3月14日	第2回懇話会	[(3)、(8)、(10) 〃]
令和元年	5月21日	第3回懇話会	[(4)、(5)、(6) 〃]
	7月31日	第4回懇話会	[(2)、(7)、(9) 〃]
	9月下旬	第5回懇話会	[(1)、全体の総括 〃]
	11月末	計画案策定	
令和2年	1月～2月	パブリックコメントの実施	
	2月下旬	第6回懇話会	[計画案の最終確認]
	3月末	計画の策定・公表	